

## 質問書への回答

「宮崎市全庁業務量調査等業務公募型プロポーザル」において提出がありました質問書について、下記のとおり回答します。

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領9 資格審査確認書類	「定款」は定款謄本の写しでも構いませんか。	ご認識のとおり、定款謄本の写しを提出していただいて結構です。
2	実施要領9 資格審査確認書類	「代表者」とは、取締役をすべて記載したらよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、取締役の方のみで結構です。
3	実施要領9 資格審査確認書類	「宮崎市全庁業務量調査等業務仕様書」12業務の適正実施に関する事項(7)に「本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。」と示されていますが、再委託とグループの違いはどのようなものでしょうか。	プロポーザル実施要領の7応募資格や、様式第3号における「グループ」とは、複数の構成団体が共同で本プロポーザルに応募し、共同受託者として本業務を遂行することをいいます。この場合、業務に係る責任はグループに属する全構成団体が負います。また、仕様書における「再委託」とは、受託者が業務を遂行するにあたって、その一部を第三者に遂行させることをいいます。この場合、受託者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、発注者に対し責任を負います。